

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成 2 4 年小田原市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、これらの法令による用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。